

神谷基金障がい者自立支援活動奨励事業実施要領

第1 趣 旨

障がい者の就労意欲の高揚と工賃アップを図るための「仕事」の開発又は「市場」の開拓等に取り組む事業所を表彰し奨励金を贈り、その活動の充実を図ることで障がい者の自立支援を促進する。

第2 対象事業所

県内の障害者就労支援事業所（就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所）であって、当該所在地の市町社会福祉協議会会長（以下「市町社協会長」という。）が推薦する事業所。

第3 対象事業

- (1) 就労支援事業所利用者の工賃向上に向けた「仕事」の開発又は「市場」の開拓に関する事業
- (2) 企業等と連携した(1)に関する事業
- (3) 障がい者に配慮した製品の開発
- (4) 障がい者に配慮した職場環境の整備

第4 表彰の贈呈

- | | |
|----------|-------------|
| (1) 最優秀賞 | 賞状、 副賞 30万円 |
| (2) 優秀賞 | 賞状、 副賞 15万円 |
| (3) 奨励賞 | 賞状、 副賞 5万円 |

第5 応募方法

- (1) 所定の応募用紙（様式第1号。以下「応募用紙」という。）を所在地の市町社協会長に提出するものとする。
- (2) 市町社協会長は、事業所から提出された内容に基づき、推薦書（様式第2号）を作成添付のうえ、県社協会長に提出する。

第6 選考方法

下記の点から総合的に評価し、障害者社会参加促進会議の場において意見を聞き、決定する。

- (1) 事業効果：目的とする効果をあげているか
- (2) 自主性：活動者や財源の確保等、自主性をもって活動しているか
- (3) 独創性：活動内容が独創的であるか
- (4) 協働性：他団体、他分野と連携しているか
- (5) 地域性：地域の課題に対する取り組みか
- (6) 発展性：活動の継続が見込めるか
- (7) 波及性：他への波及効果が期待できる取り組みであるか

附 則

- 1 この要領は、平成29年度の事業から適用する。
- 2 障害者工賃アップ促進費助成金交付要綱（平成11年6月10日制定）は、廃止する。